

## 保育施設での新型コロナウイルス感染症確認に伴う対応について

令和2年年末から令和3年年初にかけて、全国的に感染が拡大し、米子市内の保育施設でも職員に感染が確認されたことにより、施設を臨時休園とした。

### 1 臨時休園の決定

高齢者関係の社会福祉施設を併設する保育施設において陽性者が確認されたことから、14日間の臨時休園を決定し、施設を通じて保護者に連絡した。

### 2 代替保育の実施

陽性者の濃厚接触者と特定された職員及び児童は14日間の外出自粛による経過観察となったが、濃厚接触者とされなかった児童で保育を必要とするかたの代替保育を検討した。

消毒後の当該施設で、保育を実施することを想定していたが、併設の高齢者施設で複数の感染者が確認され、保育施設も一体としてクラスター認定されたこと等から、令和2年3月まで公立保育所として使用していた旧すみれ保育園で、子育て支援課職員及び子育て支援センター職員により代替保育を行った。

### 3 休園期間の延長

福祉施設でのクラスター発生への対応として、さらなる感染拡大防止策の徹底を図るため、鳥取県の事業停止要請解除に併せて、休園期間を5日間延長した。

そのため、濃厚接触者としての健康観察期間を終えた園児を保育する必要があることから、引き続き旧すみれ保育園での代替保育を行った。同様に健康観察期間を終えた当該施設の保育士も保育に加わった。

### 4 経過の詳細

- 1月 4日（月）夜 高齢者関係の社会福祉施設で陽性者確認
- 1月 5日（火） 併設する保育施設の関係者にPCR検査実施
- 1月 6日（水） 保育施設の職員に陽性者確認  
県が高齢者・保育施設事業停止の協力を要請  
市が臨時休園を決定
- 1月13日（火）より1月23日（土）まで代替保育を実施
- 1月24日（日） 臨時休園期間終了
- 1月25日（月） 通常どおり開所